

議会だより ふたば

第 108 号
平成26年9月

発行：福島県双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200 (代表)

集まれ！ふたばっ子 2014



集まれ！ふたばっ子 2014

主な内容

平成26年第2回定例会

- ・このようなことが決まりました……………P2～3
- ・一般質問……………P4～7

平成26年第1回臨時会……………P7

議会のうごき……………P8



平成26年第2回議会定例会は、6月18日から20日までの3日間の日程で開かれました。

専決処分の承認や条例の改正、平成26年度補正予算などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

**第2回
定例会
6月18日～20日**

平成26年度補正予算

原案可決 賛成全員

●一般会計

歳入歳出それぞれ2,608万8千円を減額し、総額は65億7,391万2千円。

(歳入の主なもの)

- ・国庫支出金……………東日本大震災復興交付金が平成25年度に入ったことなどにより6,402万4千円の減額。
- ・県支出金……………被災児童生徒等就学支援事業補助金1,745万2千円の追加。
- ・繰入金……………財政調整基金からの繰入により2,000万円の追加。

(歳出の主なもの)

- ・総務費……………移管文書データベース化業務委託や徴税費の町税還付金など1,809万9千円を追加。
- ・民生費……………自治会集会所、町民交流施設維持運営経費など227万2千円を追加。
- ・教育費……………仮設校舎等管理運営費のスクールバス業務委託や仮設校舎に係る工事費など2,104万8千円を追加。
- ・諸支出金……………復興まちづくり基金への積立金など7,096万9千円を減額。

条例改正

原案可決 賛成全員

●双葉町国民健康保険税条例の一部改正

双葉町国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、平成26年度分の国民健康保険税の税率等を改正するもの。

●双葉町立小・中学校条例の一部改正

現在建設中の仮設校舎完成後、2学期から学校施設を利用することに伴い、小・中学校の位置をいわき市錦町御宝殿地内に設置する改正。

●双葉町立幼稚園設置条例の一部改正

小・中学校と同じく、園舎完成後、2学期から施設を利用することに伴い、幼稚園の位置をいわき市錦町御宝殿地内に設置する改正。



専決処分

原案承認 賛成全員

●平成25年度 双葉町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ2億8,669万円を追加し、総額64億5,182万3千円。

(歳入の主なもの)

- ・地方交付税……………震災復興特別交付税の確定により2億8,148万3千円追加。

(歳出の主なもの)

事務事業の確定により多くの科目で減額補正。

- ・諸支出金……………復興まちづくり基金や東日本大震災復興基金などへの積立を行うため3億3,244万5千円追加。

●平成25年度 双葉町国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ488万4千円を減額し、総額15億8,212万1千円。

●平成25年度 双葉町公共下水道事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ3万9千円を追加し、総額5億5,376万1千円。

●平成25年度 双葉町介護保険特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ13万9千円を減額し、総額9億2,137万7千円。

●平成25年度 双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ283万1千円を減額し、総額2,972万2千円。

●双葉町税条例の一部改正

平成26年度地方税法の改正に伴う改正。

地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要規定の整備、軽自動車税の税率の引き上げなど。

●双葉町国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日施行されたことに伴う改正。

後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げ、国民健康保険税の減額制度の軽減基準額等を改正するもの。

人 事

適任答申 賛成全員

人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについて

井戸川 則隆 さん (鴻草)

▼議会の様子



町政を問う



羽山 君子 議員

高齢者対応について
復興公営住宅に
ついて

白岩 寿夫 議員

仮設住宅について
双葉町内の道路の
陥没について

まちづくりについて

谷津田 光治 議員

中間貯蔵施設に
ついて

県外復興住宅に
ついて

安全協定について

羽山 君子 議員



高齢者対応

質 問

今最も優先すべき施策は、特別養護老人ホームやグループホームの整備であると考えているが、町長の見解は。

町 長

施設面においては特別養護老人ホーム、グループホームの整備と私も考えております。町としては、社会福祉法人に対しその考え方を十分伝えておりますし、支援に努めております。

質 問

建設予定の特別養護老人ホームの場所は決まっていますか。進捗率は。

町 長

事業主体の社会福祉法人が鋭意取り組んでいると伺っております。

質 問

町民は各地に避難されている。施設の利用は避難先自治体と連携するとされているが、コミュニケーションはどのように維持されるのか。

町 長

全国39都道府県に町民の方が避難されている現状で、町自ら事務を処理することが困難として、避難先自治体をお願いしていることから、避難先自治体との連携を図ると共に、町民のぎずなを維持発展、コミュニケーション形成につながる取り組みを検討してまいりたいと考えております。

質 問

各地に避難されている方への対応の中に民間活用への考えはないか。県や避難先自治体との話し合いはされているのか。

町 長

避難先自治体における地域資源の活用は必要と考えておりますし、実際、民間の方も相談には来ておりますので、介護保険事業計画等の調整も踏まえ、社会福祉法人が主体となつて取り組めるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。福島県とは福祉関係の共通課題をもつ4町連携の打ち合わせ等の中で連携を図っており、避難先自治体とは地域密着型サービスにおける協議、養護老人ホームなどの連携を図り対応している状況であります。

高齢者福祉の対応については、引き続き重要な課題と認識しておりますので、介護施設の事業再開の側面的支援、介護予防事業の推進にも引き続き取り組んでまいりたい

と考えております。

復興公営住宅

質 問

町が町外拠点と位置付け、いわき市勿来地区に計画している復興公営住宅の進捗状況は。

町 長

整備主体である福島県に確認しましたところ、概ねの地権者の了解を得ているとのことですので、県において速やかに用地の契約手続きを行い、用地買収を完了させるよう、強く求めているところとです。町としては、復興公営住宅を希望されている方が、できる限り早期に入居できるように、引き続き、福島県に早期整備を求めてまいります。

議会の定例会は、年4回(3・6・9・12月)開催されます。

傍聴もできますので、お気軽にお越しください。
開会日が決まると、日程や開催の場所など、ホームページでお知らせしますが、問い合わせ等ございましたら、議会事務局(双葉町いわき事務所)までご連絡ください。
☎ 0246-84-5200(代表)

★ 町議会ホームページ

<http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/gikai/>



▶ 「せんだんの家」利用者のようす

白岩 寿夫 議員



仮設住宅

質問

指定場所以外に常駐している車がみられるが、町からの指導が必要と思われる。

町長の考えを伺う。

町長

入居申込時に、町から駐車スペースの指定を行っております。

また、自治会等が中心となり、ルールを守るための意識を醸成している。応急仮設住宅も見受けられます。

町政を問う



町としても、注意喚起のチラシも配布し、問題が生じた場合はその都度対応してまいりました。

今後も自治会等と連携を図り、応急仮設住宅に入居されている住民へ再度、ルールを守るための会合等を開催し、接触事故の危険性、緊急時の避難及び緊急車両等の進入の妨げになるなど、安全面を確保するために、駐車場のルールを守っていただくように指導を強化してまいります。

町内道路の陥没

質問

一時帰宅の際、道路の陥没が目立つ。

早い対応が必要と思われるが、町長の考えを伺う。

町長

町道等については、東



▲震災当時の町道 長塚・新山線

日本大震災により、陥没崩壊など甚大な被害が発生しており、職員等による町道の一次被害調査においては、町道実延長の約1割にあたる14キロメートルに何らかの被害の発生を確認いたしました。

国庫負担による災害復旧事業により採択を受け復旧するところですが、町は原子力発電所事故による避難指示区域に指定されており、低線量地区の避難指示解除準備区域内においてのみ災害復旧事業が実施可能であり、現在査定準備中です。

町の大部分を占める帰還困難区域については、県の方針により、国が実施する除染による線量の低減等を踏まえた上で着手を検討することとなる。

ており、現段階では着手できない状況にあります。

町では平成23年度より陥没等の箇所を砕石等による応急補修工事を実施し、主に通行止め箇所の解消などに努めてまいりました。

砕石等による応急補修工事では、雨水や経年変化により再陥没や被害拡大の箇所も見受けられるため、アスファルト舗装や雨水対策なども取り入れた、よりグレードの高い応急復旧工事を速やかに行うこととし、一時帰宅者等通行者の安全安心の確保に努めてまいります。

まちづくり

質問

町長が考えている理想とするまちづくりを伺う。

町長

平成25年6月に策定した「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」では、「将来の子どもたちのために魅力ある双葉町を再

興していくこと」を双葉町の復興まちづくりの最終的な目標としており、これが理想とするまちづくりの一つの姿であると考えております。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から3年以上経過し、町の荒廃が進んでいるのが現状であります。

復興まちづくり計画に基づき、町民の皆さんの意見も十分に踏まえながら、町内の線量が低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこにインフラや住居などを再構築する新たな街を建設することも視野に入れた検討が必要と考えております。

双葉郡の復興に関しては、国の福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会において、福島県浜通り地方における復興及び産業基盤の再構築に向けて、国際的な廃炉研究開発拠点の整備や災害対応ロボットの研究・実証拠点を整備、エネルギー関連産業の集積等について検討されているところで

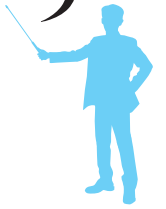
国のイノベーション・コースト構想を最大限に取り入れ、町内における産業拠点の整備など、持続的に町を発展させるために、新たな産業・雇用の場を町に創出させていくことも必要と考えております。

町の復興について、ふるさと双葉町に強い思いを有する方のご希望にお応えできるよう、双葉町の帰還・復興に向けた双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定に取り組んでいるところで

本年4月以降、双葉町復興推進委員会において、双葉町の将来像について座談会形式により委員同士の熱心な議論が行われております。

今後、委員会のご意見を踏まえて、復興まちづくり長期ビジョンの策定を進め、町の復興・再興に向けた将来像をお示してまいります。

町政を問う



谷津田光治 議員



中間貯蔵施設

質問

中間貯蔵施設建設計画について、国による住民説明会が始まったが、町長はいつ開催を了承したのか。

町長

環境省井上副大臣から、中間貯蔵施設等に係る措置として、地元との関係が特に高い3項目、「中間貯蔵後30年以内の県外最終処分地の法制化」、「借地を含めた用地の取扱い」、「生活再建築・地域振興

策」について一定の前進した回答があったことから、議会に説明させていただきたいと考え、5月1日の議会全員協議会においてその旨を説明し、議員の皆様のご理解を得られたことから、開催を了承したものであります。

質問

住民説明会に応じたということは国が町長の主張する誠意ある対応方針を示したと思うが、内容を伺う。

また、町民が町に帰還できる時期を明示されたか。

町長

住民説明会に先立って5月15日の議会全員協議会における国からの説明は不十分であったことから、考えを整理した文書を改めて求めたところであり、それが石原環境大臣より示された「中間貯蔵施設に関する住民説明



▲中間貯蔵施設住民説明会のようす

会の開催に当たって」の資料と、環境省より説明があった「5月15日の議会全員協議会における指摘について」の資料であります。

内容は、石原環境大臣より示された資料は「法制化」、「用地の取扱い」、「生活再建築・地域振興策」、「地域の文化遺産・墓地等」についてであり、環境省より説明があった資料は「帰還見通し」で、除染した3地点の震災後10年の放射線量の試算が提示され、帰還見通しについて、国が地元の意見を十分聞きながら検討を

進めるとの回答がありました。

帰還の見通しとして国が現時点での最大限の対応方針を示したものと理解しているところであり

質問

町長は議会の了承が得られれば住民説明会を開くと言っていたが、5月15日の議会全員協議会の内容で「議会は了承」と判断されたのか。

町長

住民説明会開催の判断は5月1日の議会全員協議会において、議会のご理解を得たことから開催を了承したものであり、国による住民説明会の事前説明が5月15日の議会全員協議会で行われたものであります。

なお、説明会においては町民の質問や意見に真摯に向き合い、説明・回答を行うよう、強く求めたところであり

また、町長の許可権限

国が行う開発行為のため、知事あるいは許可権者との協議成立が必要と答弁した。

町長はどんな許可権があるのか。

原子力事故によって設置が必要とされる日本で最初の施設であり、通常の土木施設や廃棄物施設とは異なり、除染に伴い発生した土壌や廃棄物の中間貯蔵施設との意味であり、環境省が事前調査説明会時に回答されたものを引用したものであります。

また、町長の許可権限について、中間貯蔵施設は、当町の域内に設置要請がされており、その施設の内容、あり方如何は、双葉町民の福祉、安全に重大な関わりがあることから、町は当然、地方自治法に規定される「地域における事務」として関与していく権限と責任を有しているものと考えております。

中間貯蔵施設は新しい概念による施設と答弁し

町長

国からの説明は不十分であり、町民に寄り添った説明や回答がなされていないことに住民が不満、不信感を持っていると感じたところであり

同行した職員や、各自参加した職員等も同様の意見が出され、このような説明や回答のままでは住民の理解は得られないものと考えております。

町長

住民説明会に出席し、住民の発言を聞いての感想を伺う。出席した職員もどんな感想を持ったのか。

質問

国からの説明は不十分であり、町民に寄り添った説明や回答がなされていないことに住民が不満、不信感を持っていると感じたところであり

町長

同行した職員や、各自参加した職員等も同様の意見が出され、このような説明や回答のままでは住民の理解は得られないものと考えております。

町長

町長は、町民に寄り添った説明や回答がなされていないことに住民が不満、不信感を持っていると感じたところであり

また、町長の許可権限について、中間貯蔵施設は、当町の域内に設置要請がされており、その施設の内容、あり方如何は、双葉町民の福祉、安全に重大な関わりがあることから、町は当然、地方自治法に規定される「地域における事務」として関与していく権限と責任を有しているものと考えております。

質問

県外復興住宅建設は困難との県の判断だが、中間貯蔵施設予定地の町民はどこに安住の地があるのか。

帰還時期の明示をと言っている町長は、故郷まで無くなってしまう人たちをどう理解するのか。

町長

町長は、町民に寄り添った説明や回答がなされていないことに住民が不満、不信感を持っていると感じたところであり

町政を問う



町長

復興公営住宅が建設されない地域において、避難生活を送られる町民の皆さんの住居を将来にわたって安定的に確保していくことは重要な課題と認識しております。

町も、町民の皆さんが将来にわたって安定した住居が確保できるよう、引き続き国、県に強く要請してまいります。

中間貯蔵施設予定地の町民の皆さんについては、国が、新たな住居の確保についても住民のニーズを丁寧に把握し、住民の希望に沿った方策をとっていくべきものと考えております。

安全協定

質問

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定は、平時運転での運用を

定めていると答弁があつたが、安全協定はこれで正しいのか。

町長

現在の安全協定については、引き続き効力を有しております。一方で、平時を前提とした現在の安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなつてきていることから、廃炉措置を進める今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものと異なるよう、大熊町とともに、福島県との協定を進めてきたところです。今後、議会の皆さんのご意見を踏まえて、福島第一原子力発電所の廃炉の実態に即した安全協定を締結したいと考えております。

質問

安全協定に改訂の事由が発生したら甲乙協議とある。法にかかわるものがあるか伺う。

町長

安全協定は、法律に基づくものではありませんので、改訂に関して法に関わるものはございません。安全協定の改訂については、現行の安全協定第15条に基づき、福島県と双葉町・大熊町が相互に協議しながら、東京電力に改訂を求めているところです。

質問

原発汚染水流出量についての質問で、答弁でなく報告があつた。この事務を担任している課の責任ある報告はなかつたのか。

町長

汚染水の漏えい事象は、これまでも海洋への流出、地下水槽からの漏えい、タンクエリアからの漏えいなど、相次いで発生しているところ。こうした汚染水の漏えい事象などのトラブルについては、東京電力から担当課が通報を受け、その内容は、私も逐次報告を受けているところです。しかしながら、汚染水

の総流出量につきまして、先の3月議会定例会において、東京電力においても把握していない旨の報告を受けたと御答弁を申し上げたところですが、その後、改めて担当課に対して、東京電力に確認をさせましたものの、現時点においても、東京電力において把握していないとのことであり、

質問

安全協定に基づく原発安全確保技術連絡会・安全対策部会からは施設の安全性に問題ない旨の報告があつたという。これに間違いはないか。今後、事前了解については議会と協議させていただきたい」とある。どんな協議をするのか。

町長

固体廃棄物貯蔵庫第9棟に関しましては平成26年1月20日に、覆土式一時保管施設につきまして、平成26年3月6日に、それぞれ施設の増設計画は妥当である旨、安全対策部会にて報告がとりまとめられており、先日の

議会全員協議会において、福島県から説明がなされたところであり、固体廃棄物貯蔵庫第9棟及び覆土式一時保管施設につきましては、福島第一原発内の線量低減に寄与する施設であることから、双葉町民も従事する廃炉作業員の安全確保と廃炉を着実に進めるために必要な施設であると

考えております。そのため、県の安全対策部会から、施設の安全性については妥当であるとの結論も出ていることも踏まえて、議会の皆さんのご理解をいただきたいと考えております。

第1回臨時会 7月30日

平成26年第1回議会臨時会が、7月30日に開かれました。内容は次のとおりです。

● 財産の取得

組立式防火水槽を購入。
新山・下条・長塚地区内7カ所に設置するもの。

- 【契約金額】 3,094万2千円
- 【契約の相手】 東部産業株式会社 自動車部

原案可決 賛成全員

議会のうごき

6 月

3日 福島県町村議会議長会定期
総会

6日 福島県原子力発電所所在町
協議会総会

12日 議会運営委員会
議会全員協議会

18日～20日 第2回定例会

26日 双葉地方町村会・議長会合
同要望活動

27日 復興副大臣・政務官と双葉
地方議長との意見交換会

7 月

1日 双葉地方広域市町村圏組合
議会臨時会

15日 双葉地方町村議会議長会議
議会全員協議会

16日 全国原子力発電所立地市町
村議会議長会定期総会

24日 総務教育常任委員会
議会報編集委員会

29日 大熊町議会との意見交換会
第1回臨時会

8 月

2日 集まれ！ふたばっ子2014
議会報編集委員会

5日 議会報編集委員会
11日 議会報編集委員会

24日 町立学校仮設校舎落成式
25日 双葉地方水道企業団議会定例
会

27日 福島県町村議会正副議長・事
務局長研修会

29日 双葉地方広域市町村圏組合議
会定例会

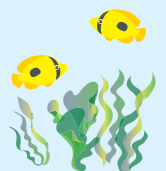
おめでとうございます

福島県町村議会 議長会特別表彰



清川泰弘議員が
町議會議員20年以上在職
の功労者として特別表彰を
受けられました。

編 集 後 記



避難生活がいまだに終わらない中、学校の再開、
入園、入学、開校式が行われ、双葉町にとって大
きな一歩が見えてきました。これからの町の行方
が楽しみです。

議会と町民みんなで力を合わせて進んでいきま
しょう。

平成26年第2回定例会の内容を中心に、議会だ
よりふたば第108号をお届けいたします。

議会だよりでは、議会の活動状況をより一層、
わかりやすくお伝えさせていただきたいと思っ
ておりますので、今後ともご愛読のほど、よろしく
お願いいたします。

(白 岩)



【編集委員会】

- 委員長 白岩 寿夫
- 副委員長 羽山 君子
- 委員 菅野 博紀
- 委員 岩本 久人